

## 瀬戸市省エネ促進事業補助金想定Q&amp;A

No.	質問	回答
制度全般		
1	どのような制度か。	エネルギー価格高騰対策支援として、省エネルギー診断（以下、省エネ診断）に基づき、省エネルギー設備等を導入する市内の中小企業者に対して、その費用の一部を補助します。
2	補助金額は定額か。事業者によって金額が変わるか。	補助対象事業者に対して、補助上限額の範囲内で補助金を交付します。
補助対象事業者		
3	瀬戸市に倉庫があるが、対象になるか。	瀬戸市内に事業所がある事業者が対象となります。従業員が属しない倉庫は、対象になりません。
4	財団法人、社団法人、医療法人、社会福祉法人、法人格のない任意団体は対象になるか。	中小企業基本法に規定する会社又は個人が対象です。本規定に該当しないため、対象になりません。
5	開業して間もないため、決算報告時期（又は確定申告時期）を迎えていないが対象となるか。	対象となります。この場合、開業届（税務署の受付印のあるもの）を確定申告書の代替書類として提出してください。ただし、開業間もない場合は、省エネ診断が受診出来ない場合がございます。その際は申請が出来ませんので、ご注意ください。
省エネ診断		
6	過去に省エネ診断を実施したが、再度実施をする必要があるか。	交付申請日の3年以内に診断を受けた省エネ診断書又は診断書に記載の有効期限日のいずれか早い日まで有効です。
7	省エネ診断等の手配はどのように行えばよいか。	当市で省エネ診断の団体や事業者を紹介できません。国の省エネ診断事業を受託している団体や省エネ診断が実施可能な民間事業者などで受診してください。
8	〇〇工場と△△工場の二棟で実施をしたいが、それぞれの施設で省エネ診断が必要になるか。	事業を実施する施設全てでの省エネ診断が必要です。
9	省エネ診断の実施範囲はどこまで診断をする必要があるか。	省エネを行う施設全体での診断が必要です。
10	提出する省エネ診断書は市で書式があるか。	省エネ診断書の書式は任意です。ただし、以下の点が診断書に記載している必要があります。 (1) 施設全体のエネルギーの使用状況等の調査・分析がされていること。 (2) 導入する設備が既存設備と比較してエネルギー削減に寄与することが明記されていること。
11	民間事業者が実施する省エネ診断は対象となるか。	対象となります。ただし、エネルギー管理士の資格を有する者が実施する必要があります。

No.	質問	回答
12	省エネ診断に記載された機器の名称、型番等に誤りがあった場合、診断書は有効か。	受診された診断者からの訂正があれば、有効です。
13	インターネット等でできる省エネ診断のセルフ診断は対象になるか。	対象外です。
14	自社社員が行った省エネ診断は対象になるか。	対象外です。
対象となる事業		
15	省エネ診断を行っていないが、省エネルギー設備等を導入する事業は対象となるか。	対象外です。省エネ診断に基づき、省エネルギー設備等を導入することが対象となります。
16	省エネ診断の改善案に記載のない省エネを凶る設備を導入したいが、対象となるか。	対象外です。
17	省エネ診断で複数の対策を提案されたが、提案された設備の導入又は改修の全ての対策を実施する必要があるか。	提案書に記載された1つの対策のみを実施する場合も申請が可能です。
18	省エネ診断の提案書には、型番〇〇設備を導入と記載があるが、同等の機能を有する別の型番△△設備を導入することも対象となるか。	原則、提案書に記載された設備の導入が対象となります。ただし、型番が異なるが提案書の設備と同等の性能を有すると確認できる場合は対象となります。
19	省エネ診断で提案された設備より+αの機能を有する省エネ設備を導入したい。診断書に記載の設備と異なるが対象となるか。	対象外です。 省エネ診断で提案を受けた設備が対象となります。
20	対象となるのは瀬戸市内の事業所で行う事業のみか。	瀬戸市内の事業所で行う事業が対象になります。市外に導入する設備等は対象外です。
21	申請は何回も可能か。	できません。交付申請は1事業者1回限りです。
22	交付決定は申請の受付順か。	原則として、申請受付順（書類不備等がある場合を除く）に交付決定を行います。 予算が上限に達した場合、申請受付を終了します。
23	交付決定後に辞退できるか。	申請により、辞退は可能です。
補助対象経費		
24	省エネ診断の報告を受理する前に実施した取り組みは対象となるか。	対象外です。 対象となる経費は、交付決定後に着工した経費のみとなります。

No.	質問	回答
25	省エネ診断に係る費用は対象となるか。	対象外です。 交付決定前に係る費用はすべて対象外となります。
26	省エネ診断を行ったが、その後事業実施を見送ることにしたが、省エネ診断費用のみは対象となるか。	
27	国、県その他の機関から当該事業に係る他の補助金の交付を受けたが、対象になるか。	対象外です。
28	社用車を電気自動車に替えたいが対象となるか。	車両、パソコン、タブレット等の汎用性が高いものは対象外です。
29	既存設備の撤去費及び処分費は対象となるか。	対象外です。
30	補助対象経費の支払いは銀行振込払いのみか。	原則、銀行振込で行ってください。 1取引10万円超（税抜き）の現金払い、手形、小切手等による支払いは認められません。
実績報告		
31	交付申請で申請した額を上回った場合や、下回った場合はどうなりますか。	交付決定の額が上限になります。実際に支払った額をもとに補助金額を算定します。
申請チェックリスト		
32	提出が必要か。	必要です。 本チェックリストを用いて、記載内容を確認のうえ提出してください。
その他		
33	補助事業終了後の財産処分制限期間内（事業完了日から3年間）に事業を継続できなくなった場合、補助金の返還が求められるのか。	残存簿価相当額等により、補助金交付額を上限として返還を求める場合があります。